

○久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例

平成22年3月23日

条例第138号

改正 平成29年3月22日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、久喜市に居住する在宅重度心身障害者に在宅重度心身障害者手当（以下「手当」という。）を支給することにより、これらの者の経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例において「在宅重度心身障害者」とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第17条第2号及び第26条の2第1号に規定する施設並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第14条第3号に規定する施設に収容されていない者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が1級から3級までに該当するもの
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）による療育手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が（A）、A又はBに該当するもの
- (3) 障害の程度が最重度又は重度であると児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が判定した者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が1級に該当するもの
- (5) 前各号に掲げる者に相当すると市長が認めた者
- (6) 規則で定める超重症心身障害児であると市長が認めた者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障害の状態にあると市長が認めた者

2 在宅重度心身障害者のうち次の各号のいずれかに該当するものについては、手当の支給を停止する。

- (1) 法第17条の規定に基づく障害児福祉手当、法第26条の2の規定に基づく特別障害者

手当及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者

(2) 前年の所得により住民税を課税されている者

3 第1項第6号の超重症心身障害児は、前項第1号に規定する各手当の支給を受けている場合であっても、同項の規定にかかわらず、手当の支給を受けることができる。

(受給資格等)

第3条 久喜市に住所を有し、前条に該当する者は、この条例の定めるところにより、手当を受けることができる。

2 手当を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、受給資格の認定を受けなければならない。ただし、当該在宅重度心身障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、法定代理人、配偶者その他の者で現に本人を養護しているもの（以下「保護者」という。）が代わって申請を行うことができる。

(1) 未成年者であるとき。

(2) 本人の意思で申請行為ができないとき。

3 市長は、前項の認定をしたときは、規則で定める通知書により、当該申請者にその結果を通知しなければならない。

(受給資格の喪失)

第4条 前条の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、手当の受給資格を失う。

(1) 久喜市に住所を有しなくなったとき。

(2) 第2条第1項各号の規定に該当しなくなったとき。

(3) 死亡したとき。

2 受給者又は保護者は、前項各号に該当することとなったときは、速やかに規則で定める届出書を市長に提出しなければならない。

(手当の額等)

第5条 手当の額は、別表に定める額とする。ただし、当該受給者が第2条第1項各号の2以上の事項に該当する重複障害の場合は、重複して手当を支給することはしない。

(支給期間)

第6条 手当の支給は、申請日の属する月の翌月（この日が月の初日であるときは、その日の属する月）から受給資格を失った日の属する月までとする。

(現況の届出)

第7条 受給者又は保護者は、当該受給者の居住状況及び前年の所得の課税状況を明らかにするため、規則の定めるところにより市長にその現況を届け出なければならない。

(支給制限)

第8条 市長は、受給者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(不正利得の返還)

第9条 偽りその他不正の手段により、手当の支給を受けた者があるときは、市長は、支給額に相当する金額をその者から返還させることができる。

(受診命令)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、受給者に対して、障害の程度について判定を受けるよう命ずることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、平成22年4月1日以後における手当の支給について適用し、同日前における手当の支給については、なお合併前の久喜市在宅重度心身障害者手当支給条例(昭和55年久喜市条例第3号)、菖蒲町在宅心身障害者手当支給条例(昭和54年菖蒲町条例第14号)、栗橋町在宅重度心身障害者手当支給条例(昭和61年栗橋町条例第5号)又は鷺宮町在宅重度心身障害者手当支給条例(昭和54年鷺宮町条例第34号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の例による。

3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 第2条第1項第1号に掲げる者のうち障害の程度が3級に該当する者又は同条第2号に掲げる者のうち障害の程度がBに該当する者についての第5条の適用については、平成22年4月請求分に限り、同条中「申請日の属する月の翌月(この日が月の初日であるときは、その日の属する月)」とあるのは「申請日の属する月」とする。

附 則(平成29年3月22日条例第12号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

第2条第1項第1号に掲げる者のうち障害の程度が1級又は2級に該当する者	受給者1人につき 月額5,000円
第2条第1項第2号に掲げる者のうち障害の程度が（A）又はAに該当する者	
第2条第1項第3号から第6号までに掲げる者	
第2条第1項第1号に掲げる者のうち障害の程度が3級に該当する者	受給者1人につき 月額3,000円
第2条第1項第2号に掲げる者のうち障害の程度がBに該当する者	